

2022 年 11 月 22 日
一般財団法人日本規格協会

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、別添の産業標準案作成対象テーマ一覧において、改正する理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ホームページに掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C8305	鋼製電線管	Rigid steel conduits	この規格は、交流1000 V及び／又は直流1500 V以下の電気設備又は通信設備内の電線及び／又はケーブルを保護するために用いる鋼製電線管(以下、電線管という。)の寸法、構造及び試験方法について規定した規格であり、JISマーク表示制度の対象規格及び消防法の耐火電線の基準の耐火試験で用いる試験部材として引用されている。電線管ねじの寸法規定において、電線管ねじの試験の有無、検査方法及びねじゲージなどが定義されておらず、製造業者が行う形式検査及び第三者試験機関において電線管ねじ検査で混乱を生じている。適合性を確認するための試験方法が規定されていないため、製造業者、第三者試験機関及び各種電線管の関係団体から、寸法確認用の電線管ねじゲージを用いた試験が強く望まれている。また、この規格で引用しているJIS C 8461-1(電線管システム-第1部:通則)及びJIS C 8461-21(電線管システム-第21部:剛性(硬質)電線管システムの個別要求事項)において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して、改訂されたことから、それらとの整合を図るために改正されることになった。 こうしたことから、JIS C 8461-1及びJIS C 8461-21の改正内容を反映するとともに、電線管ねじの試験方法の明確化を図るなどのため、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、最新の技術に対応した電線管の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与するとともに、電線管ねじの試験方法及びゲージを規定することによって、試験の標準化が期待できる。さらに、JISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として、広く周知されることにより安全な社会の実現が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・この規格の引用規格であるJIS C 8461-1及びJIS C 8461-21の最新の改正版を反映するため、改正版の年度及び該当箇条に改める。 ・電線管ねじの寸法の規定において、適合性を確認するためのゲージを用いた試験方法を新たに追加する。 ・電線管ねじの寸法確認用のゲージの寸法及びねじ山図を新たに追加する。	—	—	無	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 鋼製電線管	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月
JSA	05 電気	改正	C8309	金属製可とう電線管	Pliable metal conduits	この規格は、交流1 000 V及び／又は直流1 500 V以下の電気設備又は通信設備内の電線及び／又はケーブルを保護するために用いる金属製可とう電線管(以下、電線管という。)の寸法、構造及び試験方法について規定した規格であり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。最近市場で流通している製品は、この規格で引用しているJIS C 8461規格群の分類選定と違う製品が多く、構造、性能及び試験方法において不要な試験を実施しており実態に則していない。JIS C 8461-1(電線管システム-第1部:通則)及びJIS C 8461-22(電線管システム-第22部:プライアブル電線管システムの個別要求事項)において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して、改訂されたことから、それらとの整合を図るために改正されることになった。 こうしたことから、JIS C 8461規格群の改正内容を反映するとともに、金属製可とう電線管の試験方法などの明確化を図るため、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、最新の技術に対応した電線管の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与するとともに、試験の標準化が期待できる。さらに、JISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として、広く周知されることにより、より安全な社会の実現が期待できる。	主な改正点は、次の通りである。 ・引用規格のJIS C 8461-1及びJIS C 8461-22の最新の改正版を反映し、改正版の年度及び該当箇条に改める。 ・10.3の衝撃試験の引用規格を最新のJIS C 8461-22を引用する。 ・JIS C 8461-1の分類選定を再選定し市場実態の性能に合わせて、箇条12の温度特性を削除する。 ・JIS C 8461-1改正により、箇条14の耐食性試験の引用箇条の見直しを行う。	—	—	無	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 金属製可とう電線管	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。		生産者等及び使用・消費者の利便性の向上が図られる場合)	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C8330	金属製電線管用の附属品	Fittings for rigid metal conduits	この規格は電気配線工事で電線保護のために用いられる金属製電線管用の附属品の仕様について規定した製品規格であり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。当規格は電気用品安全法技術基準解釈別表第二と関連して規定されているが、国際規格整合と電気用品安全法対応のため、解釈別表第一二に採用されている国際整合性能規格であるJISC8461(電線管システム)規格群との整合の必要性と、互換性確保のための仕様を規定する必要がある。JISC8461規格群との整合及び必要な仕様を規定することにより、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・互換性・性能要求事項などのより一層の明確化を図るため、当該JISを改正する必要がある。	この改正によってメーカー間の互換性が確保され、最新の技術に対応する国際規格と整合することによって品質と安全性の向上に寄与することが期待できる。さらにJISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として広く周知されることによって、より安全で合理的な社会の実現が期待できる。	主な改正内容は次の通り。 ・用語及び定義、一般要求事項及び試験に関する一般注意事項、表示、構造、試験方法はJISC8461規格群を引用し、必要な規定項目を改める。 ・種類及び呼び、形状、寸法及び寸法許容差は、電気用品安全法対応や互換性確保のためにユニバーサル形を追加するなど必要な内容へ改める。	—		無	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 金属製電線管用の附属品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ、ク 欠点: いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月
JSA	05 電気	改正	C8340	電線管用金属製ボックス及びボックスカバー	Boxes and box covers for rigid metal conduits	この規格は電気配線工事で電線保護のために用いられる電線管用金属製ボックス及びボックスカバーの仕様について規定した規格であり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。当規格は電気用品安全法技術基準解釈別表第二と関連して規定されているが、国際規格整合と電気用品安全法対応のため、解釈別表第一二に採用されている国際整合性能規格であるJISC8462-1との整合の必要性と、互換性確保のための仕様を規定する必要がある。JISC8462-1との整合及び必要な仕様を規定することにより、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・互換性・性能要求事項などのより一層の明確化を図るため、当該JISを改正する必要がある。	この改正によってメーカー間の互換性が確保され、最新の技術に対応する国際規格と整合することによって品質と安全性の向上に寄与することが期待できる。さらにJISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として広く周知されることによって、より安全で合理的な社会の実現が期待できる。	主な改正内容は次の通り。 ・用語及び定義、一般要求事項及び試験に関する一般注意事項、表示、構造、試験方法はJISC8462-1を引用し、必要な規定項目を改める。 ・種類及び呼び、形状、寸法及び寸法許容差は、電気用品安全法対応や互換性確保のために必要な内容へ改める。	—		無	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 電線管用金属製ボックス及びボックスカバー	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ、ク 欠点: いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C8350	金属製可とう電線管用附属品	Fittings for pliable metal conduits	この規格は電気配線工事で電線保護のために用いられる金属製可とう電線管用の附属品の仕様について規定した規格であり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。当規格は電気用品安全法技術基準解釈別表第二と関連して規定されているが、国際規格整合と電気用品安全法対応のため、解釈別表第一二に採用されている国際整合性能規格であるJISC8461(電線管システム)規格群との整合の必要性と、互換性確保のための仕様を規定する必要性がある。JISC8461規格群との整合及び必要な仕様を規定することにより、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・互換性・性能要求事項などのより一層の明確化を図るため、当該JISを改正する必要がある。	この改正によってメーカー間の互換性が確保され、最新の技術に対応する国際規格と整合することによって品質と安全性の向上に寄与することが期待できる。さらにJISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として広く周知されることにより、より安全で合理的な社会の実現が期待できる。	主な改正内容は次の通り。 ・用語及び定義、一般要求事項及び試験に関する一般注意事項、表示、構造、試験方法はJISC8461規格群を引用し、必要な規定項目を改める。 ・種類及び呼び、形状、寸法及び寸法許容差は、電気用品安全法対応や互換性確保のために必要な内容へ改める。	—		無	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 金属製可とう電線管用附属品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ、ク 欠点: いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月
JSA	05 電気	改正	C8411	合成樹脂製可とう電線管	Pliable plastics conduits	この規格は、電気配線で電線を保護するために用いる合成樹脂製可とう電線管の寸法、構造及び試験方法について規定したものであり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。この規格が引用しているJIS C 8461-1(電線管システム-第1部:通則)及びJIS C 8461-22(電線管システム-第22部:ブライアブル電線管システムの個別要求事項)において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して、改訂されたことから、それらとの整合を図るために改正されることになった。 こうしたことから、JIS C 8461-1及びJIS C 8461-22の改正内容を反映するとともに、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・性能要求事項のより一層の明確化を図るなどのため、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、最新の技術に対応した合成樹脂製可とう電線管の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与することが期待できる。さらに、JISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として、広く周知されることにより、より安全な社会の実現が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・JIS C 8461-1及びJIS C 8461-22の最新の改正版を反映するため、引用規格、試験に関する一般注意事項、機械的特性、電気的特性、火災の危険について、改正版の年度及び該当箇条に改める。 ・寸法の規定において、最小の寸法を明確にするため、規定値の後に“以上”を追加する。 ・衝撃試験及び曲げ試験で使用される最小内径確認用ゲージは、JIS C 8461-22で規定する「合成樹脂製可とう管・CD管」用のゲージを適用することを追加する。	—		無	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 合成樹脂製可とう電線管	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ、ク 欠点: いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C8412	合成樹脂製可とう電線管用附属品	Fittings for pliable plastics conduits	この規格は、電気配線で電線を保護するために用いる合成樹脂製可とう電線管用附属品の寸法、構造及び試験方法について規定したものであり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。この規格が引用しているJIS C 8461-1(電線管システム—第1部:通則)及びJIS C 8461-22(電線管システム—第22部:プライアブル電線管システムの個別要求事項)において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して、改訂されたことから、それらとの整合を図るために改正されることになった。 こうしたことから、JIS C 8461-1及びJIS C 8461-22の改正内容を反映するとともに、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・性能要求事項のより一層の明確化を図るなどのため、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、最新の技術に対応した合成樹脂製可とう電線管用附属品の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与することが期待できる。さらに、JISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として、広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・JIS C 8461-1及びJIS C 8461-22の最新の改正版を反映するため、引用規格、試験に関する一般注意事項、機械的特性、電気的特性、火災の危険について、改正版の年度及び該当箇条に改める。 ・寸法の規定において、最小の寸法を明確にするため、規定値の後に“以上”を追加する。	—	無	無	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 合成樹脂製可とう電線管用附属品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ、ク 欠点: いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月
JSA	05 電気	改正	C8432	硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品	Fittings of unplasticized polyvinyl chloride(PVC-U)conduits	この規格は、電気配線で電線を保護するために用いる硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品の寸法、構造及び試験方法について規定したものであり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。この規格が引用しているJIS C 8461-1(電線管システム—第1部:通則)及びJIS C 8461-21(電線管システム—第21部:剛性(硬質)電線管システムの個別要求事項)において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して、改訂されたことから、それらとの整合を図るために改正されることになった。 こうしたことから、JIS C 8461-1及びJIS C 8461-21の改正内容を反映するとともに、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・性能要求事項のより一層の明確化を図るなどのため、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、最新の技術に対応した硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与することが期待できる。さらに、JISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として、広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・JIS C 8461-1及びJIS C 8461-21の最新の改正版を反映するため、引用規格、試験に関する一般注意事項、機械的特性、電気的特性、火災の危険について、改正版の年度及び該当箇条に改める。 ・寸法の規定において、最小の寸法を明確にするため、規定値の後に“以上”を追加する。	—	無	無	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ、ク 欠点: いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C8473	ライティングダクト-電源用ダクトの安全性要求事項	Lighting busways-Particular safety requirements for power supply use	この規格は、家庭用、商業用及び工業用施設に配電するために用いる、定格電流が50A以下で定格電圧が交流277V以下の単相又は交流480 V以下の二相若しくは三相50 Hz/60 Hzの電源用ライティングダクトシステムの一般要求事項及び試験について、IEC 61534-1:2003(第1版)を基に制定された規格である。IEC 61534-1:2011(第2版:対応国際規)では、電気安全に必要な短絡保護及び短絡耐力の要求事項及び試験が追加された。このような状況から我が国の製品安全を向上し、国際規格と同等の安全性能を有する製品とするために、このJISを改正する必要がある。	この規格の改正によって、我が国の電源用ライティングダクトシステムの短絡に対する保護及び短絡耐力の向上が図られ、使用者の安全を確保することができる。さらに、国際規格との整合によって我が国の電源用ダクトの輸出拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・電気安全の要求事項として、短絡保護及び短絡耐力を新たに箇条18として追加する。 ・ラベル表示の耐久性確認に、試験具(ピストン)を新たに定義して試験することで正確な判定を可能とする。 ・用語及び定義に次を追加する。 電源用ライティングダクト回路の定格条件短絡電流、短時間耐電流、ノイズレスアース、床の乾式処理、床の湿式処理	-	IEC 61534-1:2011+AMD1+AMD2	MOD	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 電源用ライティングダクト	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月
JSA	05 電気	改正	C9325	抵抗溶接機用電極加圧力計	Electrode force measuring device for resistance welding equipment	【改正する理由(必要性)】 この規格は、測定対象加圧力が0.1 kN~50 kNの加圧力センサ部を用いて、抵抗溶接機の電極加圧力を測定するための抵抗溶接機用電極加圧力計の構造及び性能について規定したものである。2009年の制定から10年以上経過しており、抵抗溶接のロボット化、加圧力制御の電動化など自動溶接技術の進歩に対応するため、また計測値及び計測波形に表示部のデジタル化の進歩に対応するため、最新の技術に対応したJISに改正する必要がある。	規格を改正することによって、生産者は製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待されるとともに、利用者は製品の用途や選定が明確になり正しい装置の取り扱いにより安全性が高まり、労働安全の促進に寄ることが期待される。また、市場の混乱が防げるだけでなく、正しい認知が定着することにより、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、昨今の技術革新に合わせて見直しを行う。 ・この規格で使用する記号及び略語を利用者の利便性を考慮して表に規定する。 ・試験方法において、溶接機の現場での実際の使用状況に合わせて見直しを行う。	-		無	第2条の該当号: 1(品質) 対象事項: 抵抗溶接機用電極加圧力計	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、エ、カ 欠点: いずれも該当しない。	市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人日本溶接協会のWG	2023年1月	

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C61326-2-2	計測用、制御用及び試験室用の電気装置—電磁両立性要求事項—第2-2部:個別要求事項—低電圧配電システムで使用する可搬形の試験用、測定用及び監視用の装置の試験配置、動作条件及び性能評価基準	Electrical equipment for measurement, control and laboratory use -- EMC requirements -- Part 2-2: Particular requirements -- Test configurations, operational conditions and performance criteria for portable test, measuring and monitoring equipment used in low-voltage distribution systems	この規格は、2017年にIEC 61326-2-2 ED2:2012を基に低電圧配電システムで使用する可搬形計測用機器などの電磁両立性を規定した規格である。 近年、技術の進歩に即して、EMCの基本規格であるIEC 61000規格群が改訂され、それらを引用するIEC 61326規格群も改訂されている。この規格の対応国際規格であるIEC 61326-2-2:2020も、装置のイミュニティ試験(放射無線周波数磁界)の試験周波数の上限を2.7GHzから6GHzへ引き上げるなど、試験レベル及び性能要求が改訂されている。 このため、JISと国際規格との間で性能要求事項などに差異が生じており、国際規格に整合させるとともに、最新技術に対応した性能要求事項及びそれらの試験レベル・判定基準に関する規定を取り込むために、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、計測用、制御用及び試験室用の可搬形計測用機器などの性能及び安全のレベルが向上するとともに、貿易の障害が排除されることから、諸外国との輸出入促進などの円滑な企業活動が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 国際規格との整合を図るため、 ・引用規格JIS C 61326-1を最新の2022年版に変更し、放射無線周波数磁界の試験周波数の上限を2.7GHzから6GHzに改める。 ・新たに附属書Aを規定し、JIS C 61326-1を引用して可搬形の試験及び計測用の電気装置に対するイミュニティ試験レベル及び性能要求事項を追加する。	—	IEC 61326-2-2	IDT	第2条の該当号: 1(性能、品質(電磁両立性)) 対象事項: 計測、制御及び試験室用の電気装置—可搬形の試験用、測定用及び監視用の装置	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本電気計測器工業会のWG	2023年1月
JSA	05 電気	改正	C61326-2-3	計測用、制御用及び試験室用の電気装置—電磁両立性要求事項—第2-3部:個別要求事項—一体形又は分離形信号変換機能をもつトランスデューサの試験配置、動作条件及び性能評価基準	Electrical equipment for measurement, control and laboratory use -- EMC requirements -- Part 2-3: Particular requirements -- Test configuration, operational conditions and performance criteria for transducers with integrated or remote signal conditioning	この規格は、2019年にIEC 61326-2-3:2012を基に、非電気信号から電気信号への信号変換装置であるトランスデューサの電磁両立性について試験配置、動作条件及び性能評価基準を規定した規格である。 近年、技術の進歩に即して、EMCの基本規格であるIEC 61000規格群が改訂され、それらを引用するIEC 61326規格群も改訂されている。この規格の対応国際規格であるIEC 61326-2-3:2020も、装置のイミュニティ試験(放射無線周波数磁界)の試験周波数の上限を2.7GHzから6GHzへ引き上げる拡張が追加されている。 このため、JISと国際規格との間で性能要求事項などに差異が生じており、国際規格に整合させるとともに、最新技術に対応した性能要求事項及びそれらの試験レベル・判定基準に関する規定を取り込むために、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、計測用、制御用及び試験室用のトランスデューサの性能及び安全のレベルが向上するとともに、貿易の障害が排除されることから、諸外国との輸出入促進などの円滑な企業活動が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 国際規格との整合を図るため、 ・引用規格JIS C 61326-1を最新の2022年版に変更し、放射無線周波数磁界の試験周波数の上限を2.7GHzから6GHzに改める。	—	IEC 61326-2-3	IDT	第2条の該当号: 1(性能、品質(電磁両立性)) 対象事項: 計測、制御及び試験室用の電気装置—一体形又は分離形信号変換機能をもつトランスデューサ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本電気計測器工業会のWG	2023年1月